

平成30年 3 月 井手町

3 月 定 例 会 会 議 録

井 手 町 議 会

平成30年3月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（3月8日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	1 6
一般質問	1 6
岡田久雄議員	1 6
1 井手町合併60周年記念事業の取り組みについて	
2 子どもインフルエンザワクチン予防接種の公費助成について	
西島寛道議員	2 0
1 ICT教育について	
2 手話学習について	
谷田利一議員	2 4
1 小学校グラウンド整備について	
古川昭義議員	2 6
1 国民健康保険の都道府県化による保険税について	
2 玉水駅の周辺整備について	
中坊 陽議員	2 8
1 これからの町づくりについて	
2 全国体カテスト結果について	
木村武壽議員	3 2
1 住宅地の開発について	
2 相続税路線価の廃止について	
谷田 操議員	3 5
1 外国人住民への対応について	

2 マイナンバーについて

3 教職員の働き方改革について

4 就学援助の入学準備金支給について

議案第 1 6 号	指定管理者選任につき同意を求める件	4 3
議案第 1 7 号	指定管理者選任につき同意を求める件	4 4
議案第 3 2 号	玉水駅橋上化等工事委託契約について同意を求める 件	4 4
報告第 1 号	専決処分の報告について	4 7
議案第 1 号	井手町地域商業活性化支援基金条例制定の件	4 7
議案第 2 号	介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人 員等の基準に関する条例制定の件	4 8
議案第 3 号	井手町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制 定の件	5 1
議案第 8 号	井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	5 4
議案第 1 2 号	井手町都市公園条例の一部を改正する条例制定の件	5 6
議案第 1 3 号	井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する 条例制定の件	5 8
議案第 1 4 号	井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す る条例制定の件	5 9
議案第 1 5 号	町道路線認定の件	6 1
議案第 1 8 号	平成 2 9 年度井手町一般会計補正予算（第 6 回）	6 2
議案第 1 9 号	平成 2 9 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 （第 4 回）	6 4
議案第 2 0 号	平成 2 9 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計 補正予算（第 1 回）	6 4
議案第 2 1 号	平成 2 9 年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予 算（第 1 回）	6 5
議案第 2 2 号	平成 2 9 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）	6 6
議案第 2 3 号	平成 2 9 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予 算（第 1 回）	6 7

第 2 号（3月9日）

応招・不応招議員	6 9
出席・欠席議員	6 9
出席事務局職員	6 9
出席説明員	6 9
議事日程	7 1
開会	7 2
会議録署名議員の指名	7 2
議案第 4 号 井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件	7 2
議案第 7 号 井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	7 6
議案第 6 号 井手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件	7 8
議案第 2 4 号 平成 3 0 年度井手町一般会計予算	7 8
議案第 2 5 号 平成 3 0 年度井手町国民健康保険特別会計予算	7 8
議案第 2 6 号 平成 3 0 年度井手町水道事業会計予算	7 8
議案第 2 7 号 平成 3 0 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算	7 8
議案第 2 8 号 平成 3 0 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	7 8
議案第 2 9 号 平成 3 0 年度井手町介護保険特別会計予算	7 8
議案第 3 0 号 平成 3 0 年度井手町公共下水道事業特別会計予算	7 8
議案第 3 1 号 平成 3 0 年度井手町多賀財産区特別会計予算	7 8
散会	8 2
署名議員	8 3

第 3 号（3月19日）

応招・不応招議員	8 5
出席・欠席議員	8 5
出席事務局職員	8 5
出席説明員	8 5
議事日程	8 7

開会	8 8
会議録署名議員の指名	8 8
議案第 5 号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例制定の件	8 9
議案第 9 号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業 の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例 制定の件	9 0
議案第 1 0 号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービ スの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正 する条例制定の件	9 0
議案第 1 1 号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人 員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定 の件	9 0
議案第 2 4 号 平成 3 0 年度井手町一般会計予算	9 3
議案第 2 5 号 平成 3 0 年度井手町国民健康保険特別会計予算	9 3
議案第 2 6 号 平成 3 0 年度井手町水道事業会計予算	9 3
議案第 2 7 号 平成 3 0 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算	9 3
議案第 2 8 号 平成 3 0 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	9 3
議案第 2 9 号 平成 3 0 年度井手町介護保険特別会計予算	9 3
議案第 3 0 号 平成 3 0 年度井手町公共下水道事業特別会計予算	9 3
議案第 3 1 号 平成 3 0 年度井手町多賀財産区特別会計予算	9 3
発議第 1 号 生活保護基準引き下げ中止を求める意見書	1 0 1
発議第 2 号 森友学園問題等の真相究明を求める意見書	1 0 3
閉会中の継続調査の申し出について	1 0 4
閉会	1 0 8
署名議員	1 0 9

第 1 号（平成 3 0 年 3 月 8 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成30年3月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成30年3月8日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成30年3月8日午前10時00分 議長 丸山久志

閉会 平成30年3月8日午後 4時46分 議長 丸山久志

応招議員

1 番	谷田	利一	2 番	西島	寛道
3 番	岡田	久雄	4 番	岩田	剛
5 番	古川	昭義	6 番	村田	忠文
7 番	丸山	久志	8 番	中坊	陽
9 番	谷田	操	10 番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1 番	谷田	利一	2 番	西島	寛道
3 番	岡田	久雄	4 番	岩田	剛
5 番	古川	昭義	6 番	村田	忠文
7 番	丸山	久志	8 番	中坊	陽
9 番	谷田	操	10 番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2 番	西島	寛道	3 番	岡田	久雄
-----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	野崎	裕美	議 会 書 記	平間	克則
議 会 書 記	坂井	幸一郎	議 会 書 記	岩村	恭子

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	汐見	明男	副	町	長	中谷	浩三
---	---	----	----	---	---	---	----	----

教 育 長	松 田 定
理事兼地域創生推進室長事務取扱	後 藤 崇 文
理事兼上下水道課長事務取扱	松 山 正 伸
企 画 財 政 課 長	花 木 秀 章
会計管理者・会計課長兼務	光 田 恵 理
保 健 医 療 課 長	中 谷 誠
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小 笠 原 温 美
上 下 水 道 課 参 事	森 田 肇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	野 田 昌 司
学校給食センター所長	奥 山 英 高

理事兼総務課長事務取扱	脇 本 和 弘
理事兼建設課長事務取扱	中 村 秀 一
教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中 島 一 也
税 務 課 長	乾 浩 朗
住 民 福 祉 課 長	中 坊 玲 子
高 齢 福 祉 課 長	寺 井 佳 孝
産 業 環 境 課 長	菱 本 嘉 昭
同和・人権政策課長	西 島 豊 広
社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	高 江 裕 之

議 事 日 程

別紙のとおり

会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

会 議 の 経 過

別紙のとおり

平成 3 0 年 3 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 1 号〕

平成 3 0 年 3 月 8 日（木）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 16 号 指定管理者選任につき同意を求める件
- 第 6 議案第 17 号 指定管理者選任につき同意を求める件
- 第 7 議案第 32 号 玉水駅橋上化等工事委託契約について同意を求める件
- 第 8 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 第 9 議案第 1 号 井手町地域商業活性化支援基金条例制定の件
- 第 10 議案第 2 号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員等の
基準に関する条例制定の件
- 第 11 議案第 3 号 井手町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 12 議案第 8 号 井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 13 議案第 12 号 井手町都市公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 14 議案第 13 号 井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制
定の件
- 第 15 議案第 14 号 井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
制定の件
- 第 16 議案第 15 号 町道路線認定の件
- 第 17 議案第 18 号 平成 2 9 年度井手町一般会計補正予算（第 6 回）
- 第 18 議案第 19 号 平成 2 9 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第 4
回）
- 第 19 議案第 20 号 平成 2 9 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予
算（第 1 回）
- 第 20 議案第 21 号 平成 2 9 年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1 回）
- 第 21 議案第 22 号 平成 2 9 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）

第22 議案第23号 平成29年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）

議事の経過

議長（丸山久志） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

平成30年3月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員並びに理事者各位には、ご多用のところご出席を賜り、厚くお礼を申
し上げます。

さて、本日、汐見町長より3月定例町議会を招集されました。本定例会は、
平成30年度当初予算等が提案され、審議する、まことに重要な定例会でご
ざいます。各議案につきまして慎重にご審議をいただきますとともに、理事
者各位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と
負託に応えられますよう期待をいたします。

いよいよ春を迎えるとはいえ、寒暖の差が激しい日が続いております。議
員並びに理事者をはじめ関係各位におかれましては、くれぐれもご自愛いた
だき、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会
の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、
平成30年3月井手町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、西島寛道
議員、3番、岡田久雄議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いい
たします。

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月27日までの20日間にし
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月
27日までの20日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件14件、町道路線
認定の件1件、同意案件3件、専決処分1件、平成29年度補正予算6件、

平成30年度当初予算8件、一般質問は7名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、3月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、先日、4年に1度の開催となる冬季オリンピックが韓国の平昌で開幕し、史上最多となる92カ国から2,900人が参加し、全102種目の競技で17日間にわたり熱戦が繰り広げられました。日本からは269人が参加され、スピードスケートやフィギュアスケートなどの種目で13個と過去最高となるメダルを獲得されました。今回の活躍は、あすから始まります冬季パラリンピックの日本選手団にとって大きな励みになるとともに、何より2020年に東京オリンピック・パラリンピック開催を控える我が国にとって、大変大きな弾みになったのではないかと考えております。

また、2020年に向けて、地方にとっても明るい材料となりますのが、訪日外国人客数の伸びであります。昨年の訪日外国人客数は前年に比べて19.3%増の2,869万1,000人と、過去最高を記録した一昨年をさらに460万人以上上回る成長を見せました。

訪日外国人数は、訪日観光ビザの要件緩和や為替円安等を背景に、このところ順調に拡大しており、諸外国と比較いたしましても、訪日客の増加余地はなお大きく、東京オリンピック・パラリンピックを見据えた観光客誘致政策の強化などによって、今後も訪日観光需要を一段と拡大させていく取り組みが予定されております。

同時に東京オリンピック・パラリンピックに訪れる観光客が首都圏のみならず地方にも回遊するルートを整備しつつ、我が国全体の観光資源の魅力を高めることにより、息の長い観光需要の増大につなげていく契機として捉え

ることが求められております。

一方、予断できない出来事としては北朝鮮情勢があります。北朝鮮はアメリカのトランプ政権発足後に核ミサイル開発を加速させ、大陸間弾道ミサイルの発射実験を繰り返し、昨年9月には6回目の核実験を、11月には射程距離1万3,000キロに及ぶと見られる新型ミサイルを発射しております。アメリカ本土全域を攻撃できると北朝鮮が主張する一方で、アメリカは北朝鮮への経済封鎖に加え、軍事的威嚇の強化で対抗するなど、両国間での緊張が高まっております。北朝鮮情勢については、戦後一番の大きな危機との見方もあり、今後も目が離せない状況が続くと思われます。

次に、平成30年度の国の予算及び財政投融资計画についてであります。

経済再生と財政健全化を両立する予算として示された一般会計予算の規模は9兆7,128億円、前年度比2,581億円、0.3%増で、基礎的財政収支対象経費は7兆4,108億円、前年度比4,846億円、0.7%増となっております。

一方、これらの財源を確保するため、平成30年度の国債発行見込み額は、平成20年度以来10年ぶりの低さとなる約3兆3,000億円、平成30年度末公債残高は、平成29年度より約2兆円ふえて、約8兆8,000億円程度となる見込みであります。

また、財政投融资計画の規模は1兆4,631億円、前年度比6,651億円、4.4%減となっております。

次に、平成30年度の地方財政対策についてであります。

昨年8月末の概算要求時には、平成27年の骨太方針で「地方交付税等の一般財源総額について、平成30年度までにおいて、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保する」とされておりましたが、景気停滞で繰越金が見込めず、また、前年度からの特別会計の余剰金がほとんど見込めない状況下で、地方交付税総額が大幅に減少し、臨時財政対策債が大幅に増加する見込みの仮試算となりました。

このような厳しい状況の中ではありましたが、年末に行われた総務省、財務省による地方財政対策の折衝において、平成30年度の一般財源総額については、地方団体が子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組むつつ安定的な財政運営を行うことができるよう、前年度より約4兆円増加の6兆2,200億円程度が確保されました。

また、できる限り地方交付税を確保するとともに、臨時財政対策債を抑制するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金のさらなる活用や、国税決算額が減になったことによる精算額の繰り延べにより、地方交付税が１兆６千８５億円確保されました。

臨時財政対策債につきましても、前年度から約６千億円の減に抑制し、約３兆９、９００億円とすることとなり、概算要求時よりも財源の質の面において十分配慮されたものとなっております。

次に、平成３０年度の税制改正についてであります。

全国町村会の長年の悲願であった森林環境税及び森林環境譲与税の創設が、平成３０年度の与党税制大綱及び政府税制大綱に明記されました。

森林は、地球温暖化防止機能、災害防止機能、国土保全機能、水源涵養機能等の多面多岐な公益的機能を有しており、広く国民一人一人に恩恵を与えているため、全国民が森林を支えていく必要があります。

しかしながら、木材価格の低迷、林業従事者の減少や人口減少等などにより、これまでの森林所有者による自発的な森林整備に委ねることが限界となっていることから、公的主体による関与を強化していくため、国において、自然条件が悪く採算ベースに乗らない森林について、市町村みずからが管理を行う新たな森林管理システムを創設することとし、このために安定した財源として森林環境税の創設が必要とされたところであります。

今後、森林整備等に必要な恒久的で安定的な財源が確保されることとなったことから、地方から見れば平成３０年度の地方財政対策や税制改正は一定評価できる内容であったと考えております。

しかし、来年度以降の地方財政対策においては、平成２７年骨太方針の一般財源総額確保の約束期間が外れることや、財務省と総務省の間の折半ルールの扱い、国と地方を通じたプライマリーバランスの黒字化に向けた歳出改革等によって、地方交付税等が大幅に削減されるのではと大変心配をしております。

次に、平成３０年度の町政運営に当たっての基本姿勢並びに予算編成に当たっての基本方針であります。

私の基本姿勢といたしましては、住民各位のご賛同を得て栄えある町長に就任以来、まちづくりの主人公は住民との認識のもと、各種団体をはじめ住民との対話を重ね、住民と一体となって歩んでまいりました。今後も引き続

き、この基本姿勢を堅持しつ町政を推進してまいりたいと考えております。

本町の財政は、町税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の対応によりまして大きな影響を受けるという構造になっております。したがって、財政構造を転換しない限り、今後も厳しい財政状況が続くものと考えております。

しかしながら、いかなる財政状況下におきましても、行政の果たすべき役割はますます重大なものとなっており、以前から実施してまいりました道路・下排水路などの生活基盤の整備・拡充や、地域福祉をはじめとする福祉の充実、住民の健康増進、教育の充実、環境保全や防災対策の強化、商工業や観光振興、差別解消に向けた人権啓発など、継続的な取り組みをさらに積極的に推進していく必要があります。特に、財政が厳しくなればなるほど後退が余儀なくされる教育や福祉などについては、今後も後退させることなく、充実してまいりたいと考えております。

また、本町の最も大きな課題は、人口の減少をいかにして食いとめるかです。そのためには、利便性の向上を図るためのＪＲ奈良線の複線化や雇用の創出、税収の確保のための企業誘致、そして、住宅地をはじめとする開発適地拡大のための宇治木津線道路の整備の三つが最も重要であると考えておりまして、平成３０年度も、これらが着実に前進できるよう最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

さらに、有識者などの意見をお聞きしながら策定いたしました井手町地域創生計画の取り組みについてであります。平成３０年度におきましても、引き続き、「結婚・出産・子育て環境づくり」「地域経済を活性化させる仕組みづくり」「行ってみたい、住んでみたい、住み続けたいまちづくり」「持続可能である活力ある地域づくり」の四つの基本目標の達成に向け努力してまいりたいと考えております。特に、「結婚・出産・子育て環境づくり」として学校給食費の完全無償化や、「持続可能である活力ある地域づくり」としてＪＲ山城多賀駅前での大型商業施設早期開業に力を注いでまいりたいと考えております。

また、防災拠点としての機能の充実と住民サービスのさらなる向上を図るため、庁舎建設に向けた取り組みをはじめ、ＪＲ奈良線高速化・複線化第二期事業の関連事業でありますＪＲ玉水駅の駅舎橋上化を含む周辺整備、さらには平成３３年４月に開校予定であります京都府立特別支援学校へのアクセ

ス道路となる町道整備などについても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

今回の予算編成におきましては、こうした点を十分念頭に置くとともに、その他の各分野につきましても、行政の継続性を確保しつつ、住民生活に支障が生じないよう所要の経費を計上させていただいております。なお、歳入の柱であります町税につきましては、新たな企業の進出により一定の増収を見込んでいる一方で、大型事業の本格的な実施により多額の財源不足が生じる見込みでありますので、このような事態に備え、これまで積み立ててきた各種基金を有効に活用しながら、行政水準や住民サービスが前進できるよう編成を行っております。

一方、歳出におきましても、例年のとおり既定経費のさらなる合理化と財源の重点的・効率的な配分をはじめ、経常的な一般行政経費につきましては、極力その抑制を図り、その節減に努めてきたところであります。

その結果、平成30年度一般会計予算の総額は47億8,000万円で、前年度と比較いたしまして2億6,100万円、率にして5.8%増となっております。今回の予算は、JR奈良線の高速化・複線化第二期事業や、その関連事業でありますJR玉水駅周辺整備、また京都府立特別支援学校へのアクセス道路となる町道整備などにより、過去最大であった平成11年度の46億1,900万円を約1億6,000万円上回る、過去最大の予算規模となっております。本町では早くから行財政改革に取り組んできた結果、人件費や公債費は当時と比べて8億円以上節減してきておりまして、この経費節減がなければ、今回の予算規模は約56億円程度まで膨らんでいたことから、予算編成や今後の財政運営に大きな影響が生じていたのではないかと考えております。

また、特別会計予算と合計しますと総額は74億7,985万1,000円で、前年度と比較いたしまして24万3,000円の減となっております。

現在、本町では、財政の健全化を判断する実質公債費比率や、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、平成27年度から2年連続で府内26市町村の中で最もよい数値となっており、良好な財政状況にあります。しかしながら、JR玉水駅の駅舎橋上化を含む周辺整備や、京都府立特別支援学校へのアクセス道路となる町道整備、さらには新たな庁舎建設などの大型事業の実施により公債費の増加が見込まれることから、今後の財政運営に当たっ

ては、より一層気を引き締めてまいらなければならないと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第１号、井手町地域商業活性化支援基金条例の制定についてほか、３２件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第１号から議案第１４号までの１４件は、いずれも条例の制定並びに一部改正であります。

議案第１号は、井手町における地域商工業の振興を図るため、今後も安定的、継続的に支援するための条例の制定であります。

議案第２号は、介護保険法等の改正に伴う条例の制定であります。

議案第３号は、個人情報保護法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第４号は、国民健康保険法等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第５号は、認定子ども園法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第６号及び議案第７号は、いずれも国民健康保険法等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第８号は、介護保険料の改定に伴う条例の一部改正であります。

議案第９号から議案第１１号までの３件は、いずれも介護保険法等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第１２号は、都市公園法施行令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第１３号は、公営住宅法等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第１４号は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令が改正されたことに伴う条例の一部改正であります。

議案第１５号は、町道路線認定の件であります。

議案第１６号及び議案第１７号は、いずれも指定管理者の選任についてご同意願いたく提出するものであります。

議案第１８号は、平成２９年度一般会計の補正でありまして、補正総額は１億２，１１５万６，０００円の増で、補正後の一般会計予算は５２億７，０５４万６，０００円であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係であります。基金運用益を各基金への積み立てに１８３万８，０００円、まちづくりに役立ててほしいとのことでご寄附をいただきましたので、その趣旨に沿いまして基金積み立てに２６万５，０００円それぞ

れ計上いたしますとともに、井手町における地域商工業の振興を図るため、今後も安定的、継続的に支援できるよう、井手町地域商業活性化支援基金を設置し、その基金への積立金に１億３，０００万円計上いたしております。

次に土木関係であります、町道４５－１５号線他道路改良に１，０００万円計上いたしております。

以上が一般会計の補正の概要でありまして、その財源といたしましては、地方交付税４，１４５万６，０００円、国庫支出金６３５万６，０００円、財産収入１９１万円、寄附金２６万５，０００円、繰越金６，６８６万９，０００円、町債４３０万円計上いたしております。

議案第１９号から議案第２３号までの５件は、いずれも平成２９年度特別会計の補正でありまして、財政見通しや各種事業の確定などによりまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第２４号は平成３０年度一般会計予算であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず議会関係であります、地方議会議員年金制度の廃止に伴う共済会負担金に９１６万８，０００円計上いたしております。

次に総務関係であります、地域防犯の抑止力や安心・安全のまちづくりを図るため、防犯カメラの設置に１８０万円、交通安全灯やカーブミラー等の交通安全施設整備に１７９万５，０００円、平成３２年度までの５カ年で計画しております街灯のＬＥＤ整備に５５５万２，０００円、街灯の維持費や各区及び商工会において設置された街灯並びに公安灯の電気料補助に１６６万２，０００円、公共下水道事業や国民健康保険事業、介護保険事業などの他会計への繰り出しに５億３７５万３，０００円それぞれ計上いたしますとともに、京都産業大学井手応援隊の活動拠点で、交流人口拡大や移住定住の促進につながる取り組みを実施する井手応援隊活動拠点運営事業に１２９万２，０００円、空き家バンクへの登録をさらに促進するため空き家再生支援に２５０万円、ＪＲ奈良線高速化・複線化第二期事業の補助に１億２２万７，０００円、合併６０周年記念事業に２８０万円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係であります、障がい者福祉対策や地域福祉対策では、人権公流センターへのエレベーター整備など、バリアフリー検討委員会の意見を反映したバリアフリー整備に６，４８５万円、社会福祉協議会をはじめ関係

団体への助成に１，８７９万３，０００円、障害者自立支援事業に１億９，５６１万９，０００円、地域生活支援事業、身障児者補装具購入補助、障害者施設通所交通費助成などに１，５０９万６，０００円それぞれ計上いたしますとともに、障がい者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、外出困難な障がい者に対してタクシー料金を助成する福祉タクシー事業に２３２万２，０００円、自殺対策基本法に基づく自殺対策計画策定に２７５万４，０００円それぞれ計上いたしております。

高齢者対策では、デイサービス事業や介護保険以外の事業を委託いたしております社会福祉法人弥勒会への委託費に１，０８０万９，０００円、社会福祉協議会に管理していただいております玉泉苑、賀泉苑の管理委託に７００万円、老人クラブ活動助成、敬老事業に１，００２万９，０００円、後期高齢者医療負担金に１億４００万円それぞれ計上いたしております。

医療対策では、老人医療に１，３７５万円、身障、ひとり親家庭の福祉医療に３，０８５万円それぞれ計上いたしますとともに、満１８歳に達する日以降の最初の３月３１日まで完全無料化とする子育て世代等への医療費助成に２，４７３万３，０００円計上いたしております。

児童福祉対策では、児童手当等に１億７９１万３，０００円、保育園運営費に２億２，５６７万６，０００円、子育て支援センター運営費に６５８万２，０００円、一時預かり事業に５８０万４，０００円それぞれ計上いたしますとともに、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援するための子育て支援チャイルドシート等購入費補助に３７万５，０００円、保護者が疾病等の理由により児童を養育することが困難になった場合に、児童福祉施設において一時的に養育する子育て短期支援事業に７万８，０００円、病児保育の利用料助成に３万円それぞれ計上いたしております。

次に衛生関係であります、６５歳以上の方の肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を含めた予防接種事業に２，２８５万８，０００円、５５歳以上の方を対象にした前立腺がんの無料検診や、その他のがん検診についても受診率向上を図るために全て無料で受診できるよう健康増進事業に１，４５７万９，０００円それぞれ計上いたしますとともに、乳幼児健診や育児相談などに３００万８，０００円、妊婦健康診査に４９８万９，０００円、養育医療費に７５万４，０００円それぞれ計上いたしております。

また、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及促進を図るため、

薪ストーブ等の設置補助に４５万円、エネルギーの安定確保と自立型エネルギーの普及を図るため、住宅用太陽光発電システム等の設置補助に２００万円それぞれ計上いたしております。

さらに、ごみの収集運搬委託に４，８００万円、家庭生ごみ自家処理容器等購入補助や再生資源集団回収事業補助に１４２万２，０００円それぞれ計上いたしております。

次に農林関係であります、有害鳥獣駆除に６１７万２，０００円、豊かな緑と清流を守る協議会補助に３０万円それぞれ計上いたしますとともに、農地利用の最適化を図るため良質米出荷奨励事業に５０万円、町内の竹林拡大や山林の荒廃及び里山景観を守るための森林整備事業に２００万円それぞれ計上いたしております。

次に商工関係であります、商工業の振興を図るため、商工会への振興事業補助に７５０万円、融資を受けられた商工業者への保証料補給に２５０万円、中小企業者の負担を軽減し、経営の安定を図るための中小企業融資利子補給に１００万円それぞれ計上いたしますとともに、地域の消費喚起と生活支援を図るため、商工会が実施されるプレミアム付き商品券の発行補助に１，２３０万円、町内の商店街の活性化を図るために商工会が実施されている井手町百縁商店街事業の補助に２５万円、商工会青年部が実施されている婚活支援事業の補助に１５万円、町内での企業の立地を促進し、地域経済の活性化と雇用創出を図るため、条例に基づき企業立地促進助成に３，２３７万５，０００円それぞれ計上いたしております。

次に観光関係であります、桜まつり実行委員会への補助に５５０万円、地域資源のブランド化等を図り、地域の稼ぐ力を創出することを目的とする「お茶の京都ＤＭＯ」の負担金に１６２万円それぞれ計上いたしております。

次に土木関係であります、傷んだ道路の舗装を改良し安全通行を確保するための町道３５－２７号線他道路舗装に２，４７０万円、自然と歴史的景観を生かして、山背古道を訪れた人々にいにしえの風情を感じていただけるよう、歴史と自然が薫る道づくり事業に１，０００万円それぞれ計上いたしますとともに、平成３３年４月開校予定の京都府立特別支援学校へのアクセス道路となる町道整備に９，３５０万円計上いたしております。

河川事業では、年次計画に基づき実施いたしております下排水路改修に８６６万円計上いたしております。

都市計画事業では、京都府が実施する都市計画事業の整備に係る負担金に 440 万円、J R 奈良線高速化・複線化関連事業であります J R 玉水駅周辺整備に 9 億 4,600 万円それぞれ計上いたしております。

住宅管理では、高齢者や障がいのある方々にも安心して居住していただけるよう町営住宅環境整備に 730 万円計上いたしております。

次に消防関係であります、京田辺市に事務委託いたしております常備消防委託に 1 億 6,846 万 8,000 円、円滑な消防活動を行えるよう消防団資機材購入に 400 万円それぞれ計上いたしますとともに、大規模地震により消火栓が使用できない状況を想定し、さらなる防災・減災のため、耐震性の防火水槽設置等に 3,200 万円計上いたしております。

次に教育関係であります、小学 5 年生全員が算数検定を受けることにより学習意欲と学力の向上を目指す数検チャレンジ推進事業に 18 万円、泉ヶ丘中学校生徒のさらなる英語力向上に向け、英検 4 級受検費用に加え、年度に 1 回、英検 3 級以上の受検費用を全額補助する英検チャレンジ推進事業に 37 万 8,000 円、オーストラリアの姉妹校の生徒を受け入れるための費用に 100 万円それぞれ計上いたしますとともに、小・中学校における教育 I C T 環境の充実を図るため教育情報化推進に 400 万円、子育て支援のより一層の充実と喫緊の課題である人口減対策も視野に入れて、保護者負担軽減施策として全額補助を実施する学校給食費支援事業に 2,070 万円それぞれ計上いたしております。

社会教育では、子育て支援事業としての放課後児童クラブに 1,226 万 6,000 円、住民の学習発表や交流の場として年々充実が図られている文化祭に 388 万 2,000 円それぞれ計上いたしますとともに、美しいまちづくり推進協議会をはじめ各種団体助成に 233 万 6,000 円計上いたしております。

また、石橋瓦窯跡の保存活用のための史跡整備に 197 万円計上いたしますとともに、多くの住民にご利用いただいております図書館運営費に 3,664 万 9,000 円計上いたしております。

保健体育では、住民の体位の向上と健康増進のための地域スポーツ活動に 40 万円、体育協会をはじめ各種団体助成に 385 万円、給食センター施設整備に 75 万 4,000 円それぞれ計上いたしております。

以上が一般会計歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、

国・府支出金や町債等の特定財源 19 億 9,315 万 6,000 円、町税や地方交付税等の一般財源 27 億 8,684 万 4,000 円を計上いたしております。

議案第 25 号から議案第 31 号までの 7 件は、いずれも平成 30 年度の特別会計でありまして、説明は省略させていただきますが、今回の特別会計予算全体の総額は 26 億 9,985 万 1,000 円で、前年度と比較いたしまして 2 億 6,124 万 3,000 円、率にして 8.8% の減となります。

議案第 32 号は、地方自治法並びに条例の規定に基づき、工事委託契約を締結するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

報告第 1 号は、地方自治法第 180 条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（丸山久志） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から 1 月分、2 月分の例月出納検査結果報告を受理しましたので、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は 7 名であります。発言の順番は受付順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ 20 分以内とします。

順次質問を許します。

岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岡田久雄議員。

3 番（岡田久雄） 3 番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の 2 点につきまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、井手町合併 60 周年記念事業の取り組みについて質問をいたします。

井手町は昭和33年4月、井手町と多賀村が合併して井手町が誕生し、本年、60周年を迎えます。人生で言えば還暦の一つの節目の年です。この節目の年を新たなスタートと捉え、先人たちから受け継いだこれまでの歴史を大切に、未来へ大きく飛躍するための契機としなければなりません。既に60周年を迎え終えた他市町では、60周年を振り返る映像の作成や記念町政要覧の発行、また、記念行事を盛り上げるためのキャッチフレーズやロゴマークを作成するなど、さまざまな取り組みをされています。

そこで、次のことについて質問をさせていただきます。

1、本町では合併60周年を迎え、どのような事業を考えておられるのか。提案ですけれども、合併60周年を記念した婚姻届、出生届の作成、また、震災等から自身と家族を守るための備えとして、記念の防災ブックレットを作成し全戸配布をしてはと考えます。

2点目に、記念式典はいつごろ、どのような内容で開催されるのか、お伺いいたします。

次に、子どもインフルエンザワクチン予防接種の公費助成について質問をいたします。

厚生労働省が2月2日にまとめたインフルエンザの発生状況によると、全国推計の患者数は約274万人で、年齢別では、5歳から9歳が約61万人、10歳から14歳が約42万人になり、昨年の9月からの累計患者数は1,000万人を超えたと報告しています。調査を始めた1999年以来最多。

インフルエンザは毎年12月から2月にかけて流行し、肺炎や気管支炎等の合併を引き起こして重症化することがあります。インフルエンザが流行する前に予防接種を受けることで、重症化や合併症の発生を予防し、インフルエンザによる死亡や入院を減少することが期待できるとされています。

13歳未満の子どもの場合は、1回の接種だけでは十分な免疫ができません。重症化を予防するのに必要な免疫ができるのには、2回接種が必要とされています。

2017年から2018年シーズンのインフルエンザワクチンの料金は全国平均で3,524円となっており、子育て中の親にとっては大きな家計の負担となるため、予防接種を断念する家庭が多くあります。子育て支援の拡充として、子どもインフルエンザワクチン予防接種にかかる費用を一部または全額公費助成する自治体が全国的にもふえてきています。本町においても、

子育て支援の拡充として子どもインフルエンザワクチン予防接種にかかる費用の助成が必要と考えますが、本町の考えをお伺いいたします。

以上です。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の井手町合併60周年記念事業の取り組みについてであります、一つ目の、合併60周年を迎え、どのような事業を考えているのかにつきましては、まず、来年度60周年を迎えるに当たり、本年1月に町職員10名で構成する合併60周年記念事業検討委員会を立ち上げ、現在、内容について検討しているところであります。

なお、体育協会におかれましては町民体育大会で、文化協会におかれましては文化祭で、それぞれ60周年記念事業としてイベントを考えていただいているところであります。

議員ご提案の60周年を記念した婚姻届や出生届、防災ブックレット等の記念品につきましては、最近に合併記念事業を開催された近隣市町村の内容を確認しますと、そのほとんどが記念品の配布等はせず、市町村をPRするための町勢要覧や観光パンフレットなどを来賓の方々に配布している状況であることから、本町におきましても、その例を参考に、当日ご参加いただきました方々に、現在作成しております町勢要覧などを配布させていただきたいと考えております。

また、当該事業の内容につきましては、前回と同様に、50周年から60周年までの10年間に於いて町政の振興に寄与していただいた方々への表彰状や感謝状の贈呈を主とした記念式典をはじめ、この10年間で本町が取り組んできた先進的な事業を題材とした記念イベントをあわせて開催してはどうかということを検討しております。

2点目の、記念式典はいつごろ、どのような内容で開催されるのかにつきましては、開催時期は秋ごろに開催できればと考えており、式典の内容につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおりの表彰状贈呈等を主とした記念式典を中心に、また、記念イベントにつきましては、今後、具体的に検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 小笠原保健センター所長。

保健センター所長（小笠原温美） 2点目の子どもインフルエンザワクチン予防接種の公費助成についてであります。公費助成につきましては、法で定められた定期予防接種を指定医療機関以外で受けられた場合の接種費用の助成や、高齢者の死亡率が高い肺炎の中で最も多い肺炎球菌による肺炎予防を目的とした成人用肺炎球菌ワクチン、妊婦の風疹予防を目的とした風疹ワクチンまたは麻疹風疹混合ワクチンについて費用助成をしております。

ご質問の、子育て支援の拡充として子どもインフルエンザワクチン予防接種の助成を行うことにつきましては、子育て支援施策として、平成29年度は子育て支援医療費制度の18歳までの拡充と学校給食における食物アレルギーへの対応を行い、さらに平成30年度は学校給食費の全額補助を予定しております。子育て支援施策のより一層の推進を図っているところですが、来年度以降の町財政の状況が厳しくなることも予想されますので、将来の財政状況を見きわめる必要があると考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 岡田久雄議員。

3番（岡田久雄） 要望とさせていただきたいんですけれども、まず合併60周年記念の行事のことなんですけれども、合併というのは10周年、20周年、30周年、40周年、50周年とあるんですけども、私は60周年は特に大切な記念日だというふうに思っております。内外の人に多く井手町を知ってもらい、とてもいい機会になるのではないかなというふうに思っておりますので、取り組みにつきましては、近いところではさくらまつりなどがありますけれども、それなどを大いに利用させていただいて、いろんな知恵を絞っていただいて、いいものにさせていただきたいなというふうに思います。

また、井手町を知ってもらうということで、関連でちょっとこれも要望させていただきたいんですけれども、今、イオンシネマを中心に、井手町を中心にした「神さまの轍」という映画が上映されています。井手町を知ってもらうためにも、大いに大切なものだと思います。できれば、私も住民の方に家庭訪問をさせていただくと、よく聞く声が、やっぱり小学生、中学生にこの映画をぜひ見てもらいたいという思いを持っておられますので、家族の人と

小学生、中学生が映画を見に行けて、この映画が井手町だけで終わるんじゃなくて、全国的にも上映されて井手町が見ていただけるような、何かいい方法を考えていただきたいなということを関連で要望させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山久志） この際、暫時休憩します。１１時から再開します。

休憩 午前１０時４６分

再開 午前１０時５７分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

西島寛道議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 西島寛道議員。

２番（西島寛道） ２番、西島寛道です。事前に通告しておりました２点についてお伺いいたします。

まず１点目であります。ＩＣＴ教育について。

本町の学校教育における環境は、空調設備をはじめ、給食費完全無償化や食物アレルギー対策、また１８歳に達する日以降の最初の３月３１日まで医療費無料など、子育て支援策は全国的に見ても大変素晴らしいと思います。

児童・生徒たちもまじめに授業に取り組み、部活動等も活発に行われていると伺っております。学校の方もさまざまな取り組みを積極的に進められており、学力は以前と比べ改善はしているようですが、あと一歩伸び悩んでいる面もあるかと思います。

昨今、タブレット端末を教育現場に導入する教育機関がふえてきています。端末を用いた授業では、従来の教師が生徒に教えていくスタイルの授業に加えて、教師と児童・生徒の双方向のやりとりを中心に、児童・生徒同士のグループディスカッションやプレゼンテーションなど、対話を重視したスタイルで生徒の主体性や協働性を育んでいくことが狙いとされています。こうしたＩＣＴを駆使した教育は、児童・生徒の学習意欲や達成感を高め、知識や技術の習得に効果を得られているとお聞きします。

また、小学校では２０２０年からプログラミング教育も必修化となります。小学校でのプログラミング教育では、プログラミング的思考などを育成し、自分が意図する活動を、どのように記号の組み合わせをすればその活動に近

づくのか、論理的に考えていく力を育むとあります。

しかし、その教育のあり方は、専門教科が設けられるわけではなく、どの教科でどのような内容を実施するかは各学校の裁量で決められると伺います。これらのことから、学習レベルや時間により各学校で差が出るのではないかと懸念もされていますが、うまく活用できれば、本町にある小・中学校の学力向上につながっていくとも考えられます。

そこでお伺いします。本町にある小・中学校において、今後どのように I C T 教育を進めようと考えておられるのか、また、先ほど町長もおっしゃっておいりましたけれども、一般会計予算にも計上されている教育情報化推進とはどのようなものなのか、お伺いします。

2 点目であります。手話学習について。

世界にはさまざまな言語があります。手話もその一つです。多くの言語を学ぶことは、よりたくさんの人とのつながりを持てるツールとなり、人間性を深めます。手話を通して、双方の気持ちや目的や場面に応じて構想を工夫して話す能力、話題や方向性を捉えて話し合う能力など、思考力も伸ばしていきます。

2 0 2 1 年、本町に府立特別支援学校が開校します。昨年の 1 2 月議会で教育長から本校の小・中学校と支援学校との交流計画について述べられましたが、それらの交流でより深く親睦を図るためにも、児童・生徒に手話学習を実施してみてはいかがでしょうか。考えをお伺いします。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 松田教育長。

教育長（松田 定） 西島議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の I C T 教育についてであります。議員ご指摘のとおり、次期学習指導要領で、情報活用能力は学習の基盤となる資質・能力であり、教科横断的に習得させる必要があると示されており、I C T を活用した学習の一層の充実を図ることが求められております。

本町ではこれまで、教育委員会と学校教員で構成する検討委員会において、国の指針や学校現場のニーズも踏まえ、コンピューター教室をはじめ、大型モニター、デジタル教科書等の整備を進めてまいりました。授業での活用も進み、より効果的な教材提示によって、児童・生徒の興味関心を高めたり、

理解を促す有効なツールとなっております。

平成２８年度からは、関係機関が実施する研修会やセミナー、展示会等に積極的に参加したり、文部科学省が示した「教育の情報化加速化プラン」を参考にして、情報収集や先進事例の調査・研究を行ってまいりました。

このような中、学校現場からは、タブレット端末導入のニーズも高まってきており、国においても、将来的に１人１台のタブレット端末導入を見据えた段階的整備構想が示されたところでございます。

本町の教育環境は、限りある財源の中で、優先度も考慮しながら年々充実してきており、さらに来年度は、学校給食費の全額補助や英語指導助手、いわゆるＡＥＴでございますが、の増員に要する経費も当初予算案に計上させていただいているところでありますが、ＩＣＴ教育推進のためのタブレット端末については、平成３０年度にまず段階的整備の第１段階として３小・中学校合わせて４５台の導入を考え、教育情報化推進費として計上しているところであります。

小学校でのプログラミング教育につきましては、次期学習指導要領に「児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動」、このように記されております。人工知能（ＡＩ）時代の到来を見据えたものと思われませんが、これまでにない新しい教育の分野であり、一朝一夕には進みにくい面もあるかと思えます。国がこれから示す内容や先進実践事例を参考にしながら、平成３２年の次期学習指導要領の実施に向けて準備を進めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、ＩＣＴ教育を有効に進めていくためには、教員の活用指導力の向上が不可欠でありまして、教員の研修を今後一層進めていながら、ＩＣＴ環境の整備と取り組みの充実に努めていきたいと考えております。

次に、２点目の手話学習についてであります。手話は聴覚に障がいのある方々との大切なコミュニケーション手段であり、児童・生徒がさまざまな人とのかわりやつながりを深めていくために大切なものであると考えております。

現在、本町では、小学校低学年で、京都府聴覚言語障害センター職員や地域の方を講師に招いた手話体験を実施しておりますが、実際に手話を使って

会話できることを体験することで、聴覚障がいに対する理解を促したり、かわり方を考えさせたりする機会として実施しているものであります。また、今年度、泉ヶ丘中学校では、聴覚障がい者の世界大会であるデフリンピックのサッカー日本代表選手を招いた出前授業において、手話について触れる機会を持っております。

平成33年に開校予定の特別支援学校は、知的障がい、肢体不自由の児童・生徒を対象にする予定とのことでありますので、聴覚に障がいのある児童・生徒は府立聾学校に通われるケースが多いと思いますが、京都府では、聴覚に障がいのある人となない人とが支え合う社会を実現するため、条例を制定し、手話についての認識と聴覚障がいに対する理解の普及啓発を図る予定だと伺っておりますので、こうした動きも見ながら、本町においても、今後とも、手話学習など、障がい者理解教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 西島寛道議員。

2番（西島寛道） 1点目のICT教育について、タブレット等を購入して進めていただけたということで、ありがとうございます。同時に、タイピング能力も必ず必要なスキルにこれからなってもらいますので、タイピング能力の向上にもつながる授業の方も重ねてお願いいたします。

2点目の手話学習についてであります。私は昨年、PTAの方でなんですけれども、12月1日に府立南山城支援学校で行われた、そこに通われている保護者の方とのディスカッションに参加してまいりました。そのときの1人の保護者のお話ですけれども、高の原イオンでエレベーターを待っているときに、1人の青年が、車椅子を押しながら待っているその保護者に、「何階ですか」と、「上の階ですか、下の階ですか」というふうに、ちょっと優しく声をかけてくださったらしいんです。たったそれだけの優しさだったんですけれども、その保護者は膝から泣き崩れるようにその場で泣いてしまったと。ほかの保護者の方も声をそろえておっしゃったのは、健常者の方からすれば本当にささいなことが私たちには大変なことであって、小さな優しさや親切が本当にうれしいとおっしゃっていました。井手町でも、これから多くの障がいを持つ子どもたちと出会い、触れ合う機会がふえてきます。本町に

住む子どもたちには、積極的にこの子たちと触れ合い、手助けをしていただきたいと思いますので、今後とも、障がい者への理解の指導また学習にご尽力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（丸山久志） 次に、谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田利一議員。

1 番（谷田利一） 1 番、谷田利一です。私の方からは、事前通告しています 1 点についてご質問いたします。よろしくお願いします。

小学校グラウンド整備についてでございます。

小学校グラウンド整備については、28 年 9 月定例会にて質問させていただきました。そのときの答弁は、両校とも授業や行事に支障が出ているとは聞いておりませんとのことでしたが、その後、学校現場にお聞きしますと、全面改修は恐れ多くも改修要望は出してませんということですが、部分改修については改修の要望はしていますとのご返事でした。

たびたびグラウンド整備についての質問があったと思いますが、22 年 9 月定例会では、今後、グラウンドの状況を十分調査し、どのように対応できるか検討して、順次計画的に整備をしていきたいということでした。また、28 年 9 月定例会では、28 年度に降雨時の状況を調査しているところであり、その調査結果を踏まえ今後考えてまいりたいと思っていると答弁されています。

当初の答弁から既に 8 年という歳月が経過しています。当然前向きに検討していただいていることとは思いますが、児童、PTA、また PTA の O B の方から、皆様からは全面改修の強い要望をお聞きしております。私自身も返答に困っているところであり、小学校のグラウンドは、授業や学校行事だけでなく、災害が起こったときに大変重要な場所になります。

そこでお伺いいたします。

1、当初の答弁より 8 年が過ぎましたが、ここで 28 年度調査結果を踏まえ、グラウンド整備について今後の対応・対策はどのように考えておられるのか、再度教育長の考えをお伺いいたします。

2、調査結果を踏まえ、28 年 9 月定例会にもお願いしましたように、設計に入る前に地盤・地質調査等だけでも進められたらと思いますが、グラウ

ンド関係費用を30年度予算には予算計上していただいていることとは期待していますが、何らかの計上をされているのでしょうか。もし計上されていた場合、どのような内容の予算なのでしょうか、お伺いいたします。

以上、お願いします。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中島教育次長。

教育次長（中島一也） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

小学校グラウンド整備についてであります。井手小学校のグラウンドについてお答えいたします。

今日までに、井手小学校グラウンドの排水能力を高めるため、排水口を広げたり、中庭の通路を整備し、グラウンドが冠水したときに迂回して登下校できるようにしたほか、排水溝の清掃作業や、水たまりがしやすいところへ土を入れたり、グラウンド西側のJR沿いの水路の泥上げを行うなど、種々の改善策を講じてまいりました。

一つ目の今後の対応・対策につきましては、平成28年度に降雨時の状況等を調査した結果、児童の登下校に影響があるほど水がたまったのは、以前にもお答えしたとおり、1回であります。29年度につきましては、一度もありません。このように、授業や学校行事に特段の支障が出ている状況ではありませんので、今後も、状況によっては中庭へ迂回することの徹底や、PTA等のご協力も得ながら、グラウンドの維持管理に努めてまいりたいと考えております。

二つ目の平成30年度予算の関係につきましては、水たまりがしやすいところへ入れる真砂土の購入費用を例年より約5トン分多く計上させていただいたところです。平成29年度も昇降口前等に土を入れたことにより一定の改善が図れておりますので、グラウンドの状態に応じて対応してまいりたいと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田利一議員。

1番（谷田利一） 前向きに検討いただいていると思うので、ありがとうございます。できれば、早い時期に全面改修をしていただけたらなというふう

に思います。多賀小学校におきましても玄関前がちょっとぬかるんでおりますので、その件についても一応ご要望しておきたいと思います。

それと、要望の２点目なんですけども、せんだって井手小学校の撮影というのか、テレビ放映があったように聞いています。井手小学校が映って、校舎が映って、テレビの報道があったように聞いていますけども、その報道を見ますと、小学校の方では録画されているようにお聞きしているんですけども、その映像を見ますと、小学校の建物が、外壁が古くさいというのか、見られるような状態じゃなかったというふうに、ある方から何人か聞いています。せっかくテレビ報道があって、放映はされているんですけども、せめて小学校の外壁ぐらいは、もうちょっといい外壁に色を塗りかえるぐらいしてもらえないだろうかという声も聞きましたので、つけ加えて要望をしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、終わります。

議長（丸山久志） 次に、古川昭義議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 古川昭義議員。

５番（古川昭義） ５番、古川昭義です。事前に通告しております２点について質問させていただきます。

１点目、国民健康保険の都道府県化による保険税についてであります。

国民健康保険の制度改革に伴い、平成３０年度からの保険税について、府が１月に最終となる試算を行った結果が公表され、京都府の全市町村で１人当たりの保険税が減額されるような記事が出ていました。１２月議会での町長の答弁では、京都府より示されている保険税率で課税をすれば被保険者の負担が増加することから、不足分は一般会計からの繰り入れをすることにより対応していくとのことでありましたが、最終に示された保険税率では、井手町は現状と比べると上がるのか下がるのか、どのような試算結果となっていますか、お伺いいたします。

２点目に、玉水駅周辺整備についてであります。

玉水橋上駅新築他工事も現在、鉄骨の組み立てが進み、駅出入口と自由通路の場所がはっきりわかるようになり、利用者は早期の完成を望んでおります。

橋上駅舎の自由通路と駅西側の府道拡幅工事が完成すれば利便性もよくな

り、宇治木津線の道路場所がまだ決まっておりませんが、庁舎の移転場所がはっきりして庁舎の移転や、現在進められております支援学校が開校すれば、関係者がＪＲ奈良線を利用する方も多くなり、人の流れも変わってくると思います。また、水無区を通行する人や自転車が多くなると思います。

今までなかった通勤・通学時の送迎車両も東側駅前を利用することが考えられます。東側駅前広場の整備計画はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

また、水無区の道路は狭小で、車の離合も困難な状況であります。東側駅前広場の周辺道路を整備する計画はあるのかも伺いいたします。よろしくお願いします。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） 古川議員のご質問にお答えします。

１点目の国民健康保険の都道府県化による保険税についてであります、京都府において最終となる結果が公表され、平成３０年度からの１人当たり保険税につきましては、平成２８年度と同様に２，５００万円程度を一般会計から法定外繰り入れを行うことを前提に比較されたものであり、また都道府県化による国の公費投入分も加味されたことから、公表は減額となっております。

しかし、法定外繰り入れを行わない場合の市町村における保険税率決定の参考とするための標準保険税率については、現行の保険税率と比較すると、所得割率で１．１９％、資産割率で６．５６％、均等割額で５，９５２円、平等割額で３，６０１円それぞれ増加することとなっております。

しかし、平成３０年度については、昨年の１２月議会において町長より、被保険者の負担が増加しないように一般会計からの法定外繰り入れにより対応していくと答弁されているところでありまして、京都府の試算によりますと１，６００万円不足することから、その不足分を新年度予算に計上しております。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） ２点目の玉水駅周辺の整備についてであります、東側

駅前広場の整備計画につきましては、周囲の状況から徒歩や自転車での駅利用が主なものと考えておりまして、自転車などのための駐輪場を整備する計画ではありますが、交通渋滞や事故防止のため、車両等の停車帯を設置する予定はありません。また、府道上狛城陽線が主な道路であることや、今回、玉水駅西交通広場を整備することによりまして、以前より利用しやすい駅前となることから、送迎車両のアクセスにつきましては、従来どおり玉水駅西側になると考えております。

次に、東側駅前広場周辺の道路整備計画につきましては、府道上狛城陽線跨線橋東詰から玉水駅東広場までの間につきましては、線路に並行して歩行者・自転車道路として町道19-08号線の整備をするとともに、玉川保育園入り口から府道までの歩道の排水や手すりの整備を予定しております。

以上です。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 古川昭義議員。

5番（古川昭義） 1点目の国民健康保険の保険税についてであります、どうしても不足分が1,600万ぐらい出るということで、繰り入れして適正な財政運営という形で運営をしていただくという答弁でありましたけども、これからまだまだ高齢者もふえていくという状況で、運営の方がかなり困難にはなってくるのではないかとという予測がされますので、住民に負担のかからないような運営の方をよろしくお願いいたします。

それと、2点目の東側の駅前広場の方、回転広場とかそういうところは設置しないということなんですけども、まだ予測でしかありませんけども、どうしても最近、危ないとかいうことで、車での送迎関係がかなりふえてきております。今現在でも、西側にはかなりの駐車がされておりますし、そういうことを考えると、東側も車での送迎というのも考えられるのではないかと思います。道路の方の整備も、柵をつけたりとか歩車分離の方を考えておられるようですけども、今後の駅舎開設後、状況を見ていただいて、あまり人と車の接触とか考えられるような危険な状態であるのであれば、速やかな改善をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。要望として終わらせていただきます。

議長（丸山久志） 次に、中坊 陽議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 中坊 陽議員。

8 番（中坊 陽） 8 番、中坊 陽です。事前通告しております 2 点についてお伺いいたします。

1 番目として、これからのまちづくりについての考えをお聞きします。

現在、町内では、上玉川橋改良工事、J R 玉水駅橋上化等工事、町道 3 号線道路改良工事、府立特別支援学校建設関連工事などの近年にない大型工事が活気よく順調に行われています。さらに、今後、新国道宇治木津線や役場新庁舎の建設、大型ショッピングセンターの進出などが進められ、5 年後、町内の状況が大きく変わろうとしています。完成後は、人口減少対策など町の課題解決につなげなければなりません。

そこで、財政状況について、一連工事の町総負担金の見込み額と基金残額の状況についてお尋ねします。

また、これからの 10 年後、20 年後を見込んだまちづくりが大切です。来年度予算の方針と今後のまちづくりの考えについてお聞きします。

2 番目として、全国体カテスト結果についてお伺いします。

スポーツ庁が公表した 2017 年度全国体カテスト結果では、京都府の小学 5 年生男女と中学 2 年生男女の体力合計点が、いずれも全国平均点を下回っています。過去 5 年間では、13 年度、14 年度の中学 2 年男子を除き、体力合計点は平均以下が続いています。府内の小学生の総運動時間が全国平均と比べて低い傾向です。

府教育委員会は、気軽にできる運動を紹介した冊子「運動遊びガイドブック」を配布して、幼少期から運動習慣が身につくようにとしています。保健体育課は、各学校にはそれぞれの児童・生徒に合った取り組みを積極的に行うよう呼びかけています。

そこで、本町の児童・生徒のテスト結果と傾向はどのような状況であったのか、また、体力向上に向けたこれまでの取り組みと今後の対応についてお聞きします。よろしく願います。

議長（丸山久志） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 松田教育長。

教育長（松田 定） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

2点目の全国体カテスト結果についてであります、議員ご指摘のとおり、スポーツ庁が実施した全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、ここ数年、京都府は全体的に全国平均を下回っておりますが、本町においてはなおむね全国と同様の状況となっております。

種目別に見ますと、小学生では20mシャトルラン、立ち幅とび、中学生は20mシャトルラン、反復横とび、握力などで全国を上回っております。一方、小学生で長座体前屈、中学生では上体起こし、立ち幅とびなどで課題が見られる状況でございます。特に、持久力を測定する20mシャトルランでよい傾向が見られますのは、マラソン大会や朝ジョギングなどの持久走指導に力を入れてきた反映ではないかと思っております。

課題の見られる種目につきましては、体育の授業や部活動において、柔軟性や筋力を高めることを重視した運動を取り入れるなど、今後、一層工夫していきたいと考えております。

また、体育の授業を除く総運動時間につきましては、小学生女子において、京都府と同様に全国より低い傾向が見られますが、中学生につきましては、部活動全員入部もあり、大幅に全国を上回っております。これは、本町の泉ヶ丘中学校部活動支援事業の成果でもあるかと思っております。

子どもを取り巻く生活環境が著しく変化する中、自発的に体を動かして遊ぶ機会が減少する傾向が見られますが、今後、京都府教育委員会作成資料「運動遊びガイドブック」も活用しながら指導を進めるとともに、これまでから進めている保育園と小学校の連携において、学習の基盤を形成する分野として取り組みを進めていければと考えております。

さらに本町は、2020年東京大会に向けたオリンピック・パラリンピック教育推進事業の指定を受けておりますが、オリンピック、パラリンピアンなどの一流選手を招いて話を聞いたり、コーチも受けながら、スポーツの力を実感させ、豊かなスポーツ心を育む取り組みを実施しております。

こうした取り組みを進める中で、今後とも、児童・生徒の体力、運動能力、運動習慣の一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 1点目のこれからのまちづくりについてであります、議員ご指摘の事業のうち、町負担を伴う事業につきましては、JR

玉水駅周辺整備、町道３号線道路改良工事、府立特別支援学校建設関連工事、役場新庁舎の建設であります。また、これらの事業以外にも町負担を伴う大型事業といたしましては、ＪＲ奈良線高速化・複線化第二期事業があります。

これらの事業のうち、役場新庁舎建設につきましては、現時点で建設予定地が決まっていないことから総事業費を見込むことは困難であります。これ以外の事業につきまして、現時点で見込まれる総事業費から国・府支出金を除いた一般財源の総額は、およそ２２億８，０００万円になるものと見込んでおります。

一般財源総額のうち、仮に平成３０年度以降の一般財源相当額に基金を充当するとした場合で試算いたしますと、当該事業完了後の基金残高はおよそ４４億円程度になるものと見込んでおります。なお、今回の試算には役場新庁舎建設分を含んでいないことから、実際の基金残高はさらに大きく減少することとなります。

次に、来年度予算の方針につきましては、先ほど議会冒頭での町長の提案説明でもありましたとおり、本町の財政は自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っており、経済動向や国・府の対応によりまして大きな影響を受けるという構造になっていることから、歳出では例年のとおり、既定経費のさらなる合理化と財源の重点的・効率的な配分をはじめ、経常的な一般行政経費につきましては、極力その抑制を図り、節減に努めてまいりました。

なお、来年度の当初予算額は、ＪＲ玉水駅周辺整備などの大型事業により４７億８，０００万円と、これまで過去最高であった平成１１年度を１億６，０００万円上回る過去最大の予算規模となっておりますが、本町では早くから行財政改革に取り組んできた結果、人件費や公債費は当時と比べて８億円以上節減してきておりまして、この節減がなければ、今回の予算規模は約５６億円程度まで膨らんでいたことから、予算編成や今後の財政運営に大きな影響が生じていたのではないかと考えております。

次に、今後のまちづくりの考えにつきましては、こちらも町長の提案説明にもありましたとおり、本町の最も大きな課題は人口の減少をいかにして食い止めるかです。そのためには、利便性向上を図るためのＪＲ奈良線の複線化、雇用創出・税収確保のための企業誘致、そして、住宅地をはじめとする開発適地拡大のための宇治木津線道路の整備の三つが最も重要である

と考えておりました、これらの着実な進捗がこれからのまちづくりにつながっていくものと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊 陽議員。

8 番（中坊 陽） 2 点目の体カテストについて再質問します。

本町では京都府の中でも全国並みであったということを聞いて安心しているところですが、現状を見ると、高月公園とか井手小学校とか、多くの子どもが放課後集まって運動している姿も見られます。家に閉じこもっているよりも大変うれしい状況なんですけども、その後の帰宅時間については、学校の方ではどのような指導をされているのか。今、サイレンが鳴って 5 時で帰りなさいとか、その辺のことが。これからは 5 時になると明るいですが、その辺どのように指導されるのか、お聞きします。

それと、1 点目のまちづくりについてですけれども、基金が相当減るにしろ、これまでのためてこられた基金で、借り入れもなくこのような大型事業ができるということは大変ありがたく、評価するところです。新庁舎をするともっと減るということですが、これからも行財政に取り組んでいただきながら、少しでも減らないように、また、今後またためられるように、いろんな努力をしていただきたい。これについては要望としておきます。よろしく願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 松田教育長。

教育長（松田 定） 小学生の下校時刻につきましては、それぞれ指導時間数が違いますので、学年によって違うと思いますけども、おおむね学校の場合は、1 日の終わりの会を終了いたしましたら子どもたちは下校するような形になっております。議員おっしゃいましたように、体育の時間外でのいろんな遊び的、体を動かす活動というのは大事でありますので、学校内での遊び時間、中間・昼休み、それから下校後の時間も含めまして、先ほどお答えしましたように、できるだけ体を動かすような指導を今後も進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（丸山久志） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽です。通告に基づきまして一般質問を行います。この2件とも住民からの相談を受けたものでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1点目につきましては、住宅地の開発についてでございます。

人口減少を食いとめるために、利便性を向上させるためのJR奈良線複線化や、雇用を創生するための白坂地区の開発など、さまざまな事業の取り組みをしていただいておりますが、ますます少子高齢化が進んでおります。人口計画の中で、一時1万人を目指したときもありましたが、現在7,600人余りの人口でございます。

先日、白坂テクノパーク視察先でも話が出ておりましたが、子育て環境については大変魅力を感じるが、井手町に引っ越したいと思っても住むところがない、家を建てたいと思っても分譲地がない、という声もあるそうでございます。聞いた話では、年老いた親を見るのに、町内に家を建てたいという声も聞いておりますが、以前に一般質問で住宅地の開発を訴えておりましたが、住宅地の開発が進んでいないのが現状です。

住宅地の開発は基本的に民間業者が行うものでありますが、開発がスムーズに行えるように、どのような支援や施策を考えておられるのか、今後の計画についてお尋ねいたします。

次に、相続税路線価の廃止についてであります。

同じ土地に対して価格のあらわし方が何通りもあり、公示価格を100として、おおむね相続税路線価を80、固定資産税評価額を70と均衡化が図られているようですが、本町では数年前から路線価が廃止になり、倍率方式に変更になったようです。固定資産税評価額を用いて倍率するようです。

本町住民が相続税の相談に宇治税務署に行かれた際、固定資産税の評価証明書が必要だということで出直したようでございます。これがいつから変更となり、どのような仕組みになっているのか、お尋ねいたします。

以上です。

議長（丸山久志） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の住宅地の開発についてであります。まず、議員ご指摘のとおり、以前より一般質問で住宅をはじめとする開発適地拡大などについてのご質問をいただいております。町としては、人口減少を食いとめる一つとして民間事業者がスムーズに住宅地開発が行えるよう支援するのも行政の役割だと理解はしていますが、残念ながら本町で住宅地開発を行いたいという民間事業者が出てきていないのが実態であります。しかしながら、民間事業者が進出しやすいよう、J R 奈良線複線化事業や木津川右岸宇治木津線道路整備などの取り組みを進めているところであります。おかげさまで事業も着々と進んでおりますので、さらに前進できるよう、積極的に取り組んでまいらなければならないと考えております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） 2 点目の相続税路線価の廃止についてであります。まず倍率方式への変更につきましては、税務署へ確認しましたところ、平成 29 年 1 月以降の相続分から、井手町内の市街化区域内における宅地の評価方法をこれまでの路線価方式から倍率方式へ変更して行っているとのことです。なお、市街化調整区域内における宅地や農地、山林などにつきましては、従前より倍率方式により評価しているとのことです。

次に、どのような仕組みになっているのかにつきましては、相続税における土地の評価方法には路線価方式と倍率方式とがあり、路線価を定めている宅地につきましては路線価方式により、路線価を定めていない宅地や農地、山林などにつきましては倍率方式により算出するとのことでありまして、倍率方式におきましては、固定資産税評価額に所定の倍率を乗じて評価額を算出するため、申告の際は固定資産税評価額のわかる書類が必要になるとのことです。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 木村武壽議員。

10 番（木村武壽） これは質問ではありませんが、要望としまして、本町は他町と比べて猫の額ほどの土地しか残っておりませんが、開発業者が来て

本当にやりやすい状況をつくっていただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（丸山久志） 次に、谷田 操議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 9 番、谷田 操です。通告に基づきまして、4 点についてお伺いをいたします。

1 点目は、外国人住民への対応についてです。

本町では、昨年、外国人住民が急増し、1 年で 8 0 世帯 9 0 人が増加いたしました。2 月 1 日現在では 1 2 4 世帯 1 6 1 人、3 月 1 日では 1 2 5 世帯 1 6 1 人ということですが、今や人口の 2 %、世帯の 3 . 6 % を占めており、大きな存在となっています。外国人であっても、住民の 1 人としての人権をきちんと保障するのは当然であります。外国人住民の側にも地域社会の一員となっていて、マナーも守り、責任も果たしてもらおう。日本人住民との健全な交流や連携が行われるよう、行政のサポートは欠かせないと考えています。

現在の町内の外国人住民の国籍・地域別と在留資格別の内訳を伺います。

本町では、現在、外国人住民に対し、どのようなサポートの体制をとっておりますか。特に、日本語を理解できない住民の方に対して、日常生活に必要な情報や、災害など緊急時に必要な情報をどのように提供しているのか、お尋ねいたします。

2 点目に、マイナンバーについてです。

マイナンバー制度は、全国的にマイナンバーカードの普及率が低調というふうに聞いておりますが、本町では直近で何%の普及率となっていますか。

個人住民税の特別徴収義務者の方に自治体が税額を通知する際に、今年度 2 0 1 7 年度では、本町はマイナンバーを記載して特定記録郵便で送ったというふうに昨年の 6 月議会で答弁がございました。全国的には、マイナンバーを記載しないで事業者の方に送付したという自治体も多数あったわけですが、京都府では全市町村が記載をして送って、全国的な誤送付が相次ぎまして、番号漏えいが起こりました。全国では昨年 4 月から 9 月、2 7 3 件のマイナンバー漏えいが発生しましたが、このうち 1 5 2 件までが税通知書の関係であったと発表されています。加えまして、受け取る側の企業さん、事業

者の方が番号を保管するためのコストがふえて大変だと悲鳴が上がりまして、経済界からも批判が出ております。そもそも、住民税を従業員さんの給与から天引きをするという事務にマイナンバーは不要なのに記載を義務づけたことが間違いだったと言わざるを得ません。

総務省は、昨年１２月に地方税法施行規則の一部を改正する省令を公布しまして、通知書にマイナンバーを記載しないこととすると全国の市町村に通知したというふうに報道されていますが、本町では今後、これについて、どのような対応をされるのか伺います。

３点目に、教職員の働き方改革についてです。

教職員の長時間過密労働の解消などの働き方改革は急務となっています。中央教育審議会が昨年１２月２２日に発表した学校における働き方改革についての中間まとめでは、勤務時間管理の徹底、必要性の乏しい事業の思い切った廃止なども求めています。労働法制上、使用者である校長や教育委員会等は勤務時間を適切に把握、管理する責務を有しているが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、給特法というふうに言いますが、この存在もありますので、教師の勤務時間を管理するという意識が各学校の管理職や教師の服務監督を行う市町村教育委員会等において希薄だったのではないかと、また、登下校時間をはじめ、各学校における活動時間の設定も、必ずしも教職員の勤務時間を意識したものになっていなかったのではないかと指摘も中教審の方で行われております。

昨年６月議会で教職員の勤務時間を尋ねましたところ、教育委員会としては把握していないという答弁がございました。これでは、教育委員会としての中央教育審議会等も求めている責務の放棄ではないでしょうか。教職員が早く帰宅できるよう学校管理職へ指導しているとか、８時退勤はほぼ達成などの答弁もありましたが、指導した結果がどうなのか、ほぼではなく正確に把握しなければいけないと思います。中教審も、勤務時間管理に当たっては、極力、管理職にも教師にも事務負担がかからないようにすべきであり、服務監督権者である教育委員会等は、自己申告方式ではなく、ＩＣＴの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し集計するシステムを直ちに構築するよう努めることが必要であるというふうに指摘をしております。

本町では、教職員の働き方改革にどう取り組むのかを伺います。

４点目に、就学援助の入学準備金支給についてです。

生活保護を受けている児童・生徒は要保護児童・生徒ですが、市町村がそれに準ずる程度、経済的に困窮していると規定している準要保護児童・生徒に対する就学援助のうち、入学準備金の支給が本町では例年7月になっているということでは趣旨が生かされないので、前年度中に支給を前倒しするべきだと考えています。

文科省は昨年7月にこの支給状況を調査しまして、就学援助実施状況等調査の結果についてというものを昨年12月25日に都道府県教育委員会に通知しております。その結果、小学校では約4割、中学校では約5割の市町村で、2018年の入学に関して入学前支給が行われるか検討されており、その後もどんどんとふえております。ここに通告のときに書きました以上にまたふえておりまして、近隣では京都市、それで宇治市は中学校だけです、八幡市、それから近隣で城陽市や久御山町ももう支給したというふうに聞いております。宇治田原町、それから、京田辺市は入学式の前に支給するというので、4月1日以降に支給する。相楽東部広域連合はもう支給したというふうに伺いました。精華町も来年度に向けて検討している、木津川市も来年度に向けて検討するけれど、今年度も4月中ぐらいに支給したいというようなことを聞いておりますので、井手町だけが例年どおり7月だと大変遅いというふうに考えております。

文科省の12月25日付の通知では、今年度より入学前に支給した新入学児童生徒学用品費等を要保護児童生徒援助費補助金の補助対象としたことを踏まえ、要保護の場合は補助対象になったわけです、新たに入学前支給の全国の実施状況、検討状況を公表しました。認定時期や支給時期の見直しを含めた就学援助のさらなる充実がなされるよう、本資料をご活用いただきますよう市町村に周知願いますというふうに都道府県の教育委員会には通知しているんです。

昨年の3月議会では前倒しは難しいという答弁だったんですが、よそは全部できているわけです。本町でも、今後は実際に新入学用品の支払いが必要な時期に準備金を支給できるように充実させるべきではないかと思いますが、どのようにお考えになっていきますか、お尋ねいたします。

以上でございます。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

1点目の外国人住民への対応についてであります。現在の町内外国人住民の国籍・地域別と在留資格別の内訳につきましては、まず国籍別からお答えいたします。平成30年3月1日現在、韓国36人、ブラジル3人、中国23人、スリランカ3人、タイ25人、ベトナム58人、イスラエル3人、オーストラリア1人、インドネシア7人、アメリカ2人です。

次に地区別であります。玉水区23人、水無区9人、高月区7人、上井手区ゼロ、田村新田区1人、石垣区5人、北区28人、南区4人、東部区ゼロ、西部区6人、南部区7人、北部区71人です。

次に在留資格別であります。特別永住者32人、永住者11人、定住者3人、日本人の配偶者等2人、家族滞在9人、経営・管理2人、特定活動1人、留学1人、教育1人、技術・人文知識・国際業務4人、技能2人、技能実習1号口81人、技能実習2号口12人です。

また、外国人住民に対するサポートにつきましては、転入・転出時の手続については、日本人の方と同様に必要事項について説明いたしております。特別永住者や永住者、家族滞在といった在留資格の方は、もともと日本語を理解していただいておりますし、そのほかの在留資格の方も、日本語で対応できなかったケースは現状ではございません。最近の傾向では、定住される方より一時的に仕事の関係で本町に居住される方が多く、その場合、会社の方が案内役として、転入される本人とともに複数人で手続に来られます。その際に、どのような言語を使用されているのか、日本語は通じるのか等を確認し、案内役や通訳の方を通じて必要事項等をお伝えしているところであります。

2点目のマイナンバーについてのうち、本町のマイナンバーの普及率につきましては、平成30年2月末現在で約7%です。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） 2点目のマイナンバーについてであります。個人住民税の特別徴収義務者への税額通知につきましては、昨年12月26日に公布されました地方税法施行規則の一部を改正する省令におきまして、平成30年度分より、当分の間、特別徴収義務者用の税額通知書を書面により送

付する場合は、個人番号及び法人番号を記載しないとする旨の規定が定められました。この省令が本年１月１日に施行されたことに伴い、本町におきましては、この規定に基づき対応することとしております。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中島教育次長。

教育次長（中島一也） ３点目の教職員の働き方改革についてであります。以前にもお答えしたように、昨年、京都府教育委員会において、教職員の働き方改革のための取り組みを総合的に進めるため、教職員の働き方改革推進本部が設置され、京都府教育委員会と府内の市町（組合）教育委員会とが連携、協力して、学校における業務改善を進めているところであります。本町での教職員の働き方改革につきましては、会議等の効率的推進と業務改善を図るとともに、昨年４月から泉ヶ丘中学校で部活動休養日の実施を京都府内でもいち早く取り組み、学校からは一定の効果が出ていると報告を受けております。

勤務時間の管理につきましては、文部科学省から勤務時間を客観的に把握し集約するシステムを構築するよう通知がありましたので、本町としても、京都府立学校が昨年秋に導入されたシステムと同様のＩＣカードによる出退勤時刻記録システムを町立学校全校に導入し、この３月を試行期間とし、４月から本格実施を予定しております。また、４月から実施を予定しております学校給食費の全額補助により、教職員による給食費の徴収・管理事務の負担が軽減されるものと考えております。

次に、４点目の就学援助の入学準備金支給についてであります。本町におきましても、要保護・準要保護児童・生徒の認定審査時期などを検討いたしました。昨年３月議会でも申し上げましたとおり、支援の必要なところに必要な支援をするという点を鑑み、適正な認定審査を行うためには、入学前の支給は大変難しいと考えております。なお、保護者の負担を少しでも軽減できるよう、既に平成３０年度入学予定者に対し、入学説明会等で制度案内等を配付しており、入学後速やかに支給できるよう事務を進めているところです。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） まず外国人住民への対応ですけれども、これだけ多数の外国人の方が役場の窓口にも来られたりするわけで、国際化は避けて通れない、インバウンドの外国人旅行客のことを考えても、町内でいろんな必要な表示を外国語も含めて行っていて、わかりやすいものにするということは必要なことだと思います。まず住民登録等で来られる窓口から、やっぱり多言語に対応するようなことは進めていかないといけない。いくら会社の方が最初的时候はついてこられても、実際暮らしていかれる方は常に通訳の方と一緒にというわけではなくて、ごみ出しの問題とか、そういうことがトラブルになって、近隣の方とうまく連携できないというようなことにならないように、必要な情報は多言語で提供できるように、今後それは研究していただきたいというふうに思います。

それと、次、マイナンバーの件で、追加でお聞きしたいのは、今回、当面の間、記載しないということであれば、送付方法はどうかされるのでしょうか。去年は特定郵便ということで記録が残る形にされたんですが、それは必要ないということで、もとの普通郵便に戻るんですか。いずれにしても、個人情報ですし、特定記録で送られる方がいいんじゃないかと思うんですが、その点は検討を今どうされていますか。

3 点目、教職員の働き方改革についてですが、今、答弁あったみたいに、3 月に入って、府教委の働き方改革推進本部の会議があって、井手町からも行かれているのかどうかかわからないんですけれども、その中で、教職員の働き方改革実行計画というのが定められて、3 月 6 日に発表されております。その中で一つ、本町でも努力してもらいたいと思うことは、まず、小学校における英語教育推進教員の配置をすると府教委は言うてはるんです。さっき一般質問の答弁で A L T の増員というのがちらっとあったんですけれども、A L T の方はふやしていただくのはもちろんありがたいんですけども、小学校の先生は英語教育の指導を受けずに教員になっておられて、免許取得の上で英語を教えるということは義務づけられてなかったわけです。それが今、英語が教科になるということで、どうやって教えるんやという話がありますから、専科教員を導入してもらいたいと思っていますが、その辺はどうか。

それと、部活動の件も、休養日を設けているということで、取り組みはいただいているのはわかるんですが、部活動に限りませんが、休日に行事があ

る、休日に大会がある、そういうところに当然のように教職員が引率をして
いけないといけない。中には町の行事とかもあるわけです。そういうものは
やっぱり精選をしてもらって、教師の負担にならないように町の側も努力し
てもらわなあかんの違うかと。

それから、今、給食費の徴収についての負担が減るんじゃないかという話
がありました。本来から、給食費を持ってきてないから持ってきてやなんて
いうのを教師がやるというのは、入れておいてやというのも、非常に教育上
も問題があったと思うんですけど、今回、全額補助と言われたり無償化と言
われたり、どちらなのかあれなんですけれども、給食費を全額補助されるの
であれば、公会計化することは不可欠やと思うんです。いまだに給食費の会
計は議会に出てきませんので、公会計するということは府教委も言っている
ことですので、それは進めてほしい。

出退勤時間の記録、ＩＣカードなんかで、ぴっとやるやつですね。それは
府立学校で今始まっていますので、それを導入していただけるということは
一歩前進だと思います。これはぜひ支障のないように進めていただきたいと
思っています。そういう働き方改革の計画も出ていますので、本町でも進め
ていただきたいと思いますが、もう１回、休日の出勤、大会等を制限できな
いかということと、それと給食費の公会計化、この点について再度お答えを
いただけたらと思います。

入学準備金についてですけれども、これは、なぜ、よそがみんなできる
いうてやってるのに、うちだけ難しいと言わはるのかがわからないんです。
じゃ、よそ、やらはるところは適切に支給できないかもしれんということ
ですか。広域で対応すること、文科省も言うてるわけです。よそへ引っ越し
たときには二重支給にならないように注意しなさいということも、もちろ
ん言っていますし、ことし３月までに間に合わなかったところでも、４月に支
給すると言っているところもあるんです。予算化ができてなかったのです
ということで、前年度の所得把握を絶対しないと出せませんと言ってる
ところは、ほぼこの近辺ないんですよ。だから、そこは、なぜ井手町だけそこ
にこだわらはるのかなというのは思うんです。１年生であれば５歳児のとき
の経済状況で判断すればいいし、中学１年生であれば６年生のときの経済
状況で判断すればいいじゃないですか。入学後にさらに準備金が必要だった
という子については、追加して申請してもらって、そういう子の場合は７月支給

になってもやむを得ないということもあるかとは思いますが、なぜ、よそでみんなできるといって始まっていることが井手町ではできないのか、その辺、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

議長（丸山久志） 谷田議員、要望と質問と入りまじっていて、わかりにくかったんですけども、1点目の外国人のやつは要望ですか。

9番（谷田 操） はい、要望です。2点目は答弁漏れ。3点目は質問二つ。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） ただいまのご質問にお答えいたします。

特別徴収義務者用の税額通知の送付方法につきましては、平成30年度分よりマイナンバーの記載がなくなりますので、その送付方法を特定記録郵便から普通郵便の方に変更することとしております。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中島教育次長。

教育次長（中島一也） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、休日の教職員の負担軽減ですけども、主に部活動のケースが多いかと思います。部活動の大会等については、中体連でいろいろ調整しながら取り組みを進めておられるということでもありますので、本町もそういった動きを見ながら対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、給食費の公会計化につきましては、国の方がガイドラインも示されるということでもありますので、そういったものを十分検討して、前向きに検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

三つ目の準要保護の認定の関係であります。本町は、支援の必要なところの判断、つまり準要保護家庭の認定の問題を考えておまして、要保護家庭となる生活保護の認定については、直近3カ月の収入とか、そういった家庭の状況を調査、判断して認定されますけども、そういった要保護の家庭に準じる状況であると町が認定するためには、可能な限り直近の収入状況を把握する必要があると考えております。少なくとも町が確認できるものといえます。ましては、前年中の収入が確認できるという、そういう段階になって初めて適正な認定審査ができると言えます。そういったことで、他市町はそれぞれ考え方において判断されておられると思いますが、本町としては、適正な認

定を行うという考えのもとに、できるだけ早い支給に努めたい、そういうところでございます。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 入学準備金という趣旨からして、準備のときに要るわけ
です。それを、趣旨を生かすためにどういうふうにしたらできるかなという
ことを考えてもらうのが役所の方の仕事だと思うんです。これしかできない
というんじゃないで、よそでもやったはるのをまず研究してもらって、いろ
いろ工夫してはるのは私もお聞きしていますけれども、直近 3 カ月の収入状
況が必要なら、まず申請してもらったらいじゃないですか。その上で、う
ちの場合は、民生委員の意見もまだ削除しないと言うたはるぐらいやから、
いくらでも状況の確認というのはできるわけで、努力をしてほしい。何とか
今後研究するということをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思いま
す。

議長（丸山久志） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。1 時 3 0 分より再開します。

休憩 午後 0 時 1 5 分

再開 午後 1 時 4 6 分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第 5、議案第 1 6 号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題と
します。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子）

(議案第 1 6 号を朗読説明)

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第 1 6 号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決し
ます。

議案第 1 6 号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（丸山久志） 挙手多数です。よって、議案第１６号は同意することに決定しました。

次に、日程第６、議案第１７号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（議案第１７号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第１７号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決します。

議案第１７号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。よって、議案第１７号は同意することに決定しました。

日程第７、議案第３２号、玉水駅橋上化等工事委託契約について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（議案第３２号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

９番（谷田 操） 玉水駅等の工事は総額で１６億円余りという、協定を結んだときに、幾らですかということかというと、そういう話がありましたけども、今も工事をやってますし、今後、これは３０年以降の分ということです

けれども、これまでの工事でやった分と、これからその6億1,000万でやる工事というのを、どの部分とどの部分がこれまでやって、今度は、6億1,000万は、あとこういう工事ですという内訳を教えてくださいのと、これで完全に駅の工事は完了と、これプラス、まださらに来年以降、契約しなあかんということはないということですか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中村建設課長。

理事(中村秀一) ただいまの谷田 操議員のご質問にお答えします。

まず、当初予算上は、ただいま議員がおっしゃったとおり、平成27年3月議会で債務負担を議決いただきまして、そのとき、16億2,200万円でこの事業を実施しているところでございます。それで、今回6億1,000万円で完了までいけるのかというご質問につきましては、これで完了を予定しているところでございます。

それであと、平成27年につきましては委託費、28年、29年につきましては橋上化工事の工事費を計上しているところでございます。

以上でございます。

議長(丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 総額16億2,200万かかると言った工事のうち、10億円ぐらいは工事委託済みということですか。あとこれ、6億1,000万で工事したら完了やということなのか、今の話を聞いたら、16億の予定が6億ぐらいに下がったみたいにも聞こえるんですけど、どういうことなのでしょう。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 総額16億2,200万円につきましては、町負担分の自由通路分及び鉄道施設分、合計が16億2,200万円ということでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） もうちょっとわかるように説明していただけますか。

自由通路分と駅の J R の施設と、全部合わせて 1 6 億 2, 2 0 0 万だと。ほんで、そのうち町負担の分、その 1 6 億 2, 2 0 0 万の内訳ですね。自由通路とか、町が本来やらなあかんけど、鉄道の施設と密接に関係があるから委託して J R にやってもらうんやという部分だけで 6 億 1, 0 0 0 万円、あとは J R がやらはるんですか。総額は変わらないんですか、1 6 億 2, 2 0 0 万ぐらいかかる工事やということは変わらないんですか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） ただいまの谷田 操議員のご質問にお答えします。

まず、1 6 億 2, 2 0 0 万円の債務のときの考え方でございますが、通路施設分につきましては約 7 億 3, 0 0 0 万、鉄道施設分につきましては 9 億 3, 0 0 0 万。失礼しました、若干、今申した費用は計算上、合いませんが、覚え書きの中では、約 1 6 億 6, 0 0 0 万円の覚え書きを交わしておりますが、その中の実質の費用が 1 6 億 2, 2 0 0 万程度で完了できるということで、当時提案をさせてもらっております。それで、1 6 億 2, 2 0 0 万円で、通路施設分が 7 億 3, 0 0 0 万円ということで、鉄道施設分が約 9 億 3, 0 0 0 万という形になっているところでございます。

議長（丸山久志） 暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 0 4 分

再開 午後 2 時 0 9 分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 大変貴重な時間、失礼しました。

先ほどの谷田 操議員のご質問でございますが、まず、債務負担行為の説明ですが、1 6 億 2, 2 0 0 万円の債務負担で、当時、当初分で 4, 8 0 0 万円分の予算措置をしていただきました。それで、合計が 1 6 億 7, 0 0 0 万円でございます。そのうち、自由通路分が 7 億 3, 0 0 0 万円でありまして、今まで使った額が 1 億 2, 0 0 0 万円、残り 6 億 1, 0 0 0 万円で自由通路分を完成する予定でございます。ちなみに、鉄道分でございますが、9 億 4, 0 0 0 万円でありまして、今まで約 3 億 4, 0 0 0 万円を使っております。

まして、あと３１年度で６億の費用が必要というふうになっているところ
でございます。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第３２号、玉水駅橋上化等工事委託契約について同意を
求める件を採決します。

議案第３２号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。よって、議案第３２号は原案のとおり可
決されました。

日程第８、報告第１号、専決処分の報告についてを行います。

本件につきましては、地方自治法第１８０条第２項に基づく報告事項で
すから、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（報告第１号を朗読説明）

議長（丸山久志） 以上で報告第１号、専決処分の報告についてを終わ
ります。

日程第９、議案第１号、井手町地域商業活性化支援基金条例制定の件を議
題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭）

(議案第1号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時27分

議長(丸山久志) 休憩前に引き続き、再開します。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第1号、井手町地域商業活性化支援基金条例制定の件を採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。2時40分から再開します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時37分

議長(丸山久志) 休憩前に引き続き、再開します。

日程第10、議案第2号、介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員等の基準に関する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝)

(議案第2号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 指定居宅介護支援等の事業に関する基準ですけれども、特に町独自の部分というのは2点しかないということですから、これまでとほとんど変わらないと思うんですけれども、現在、井手町の中で、指定居宅介護支援事業をやっている事業所は、事業所の名称も教えていただきたいです。何カ所あるのか、どういうところのことを指しているのか。

それと、具体的な条文で言いますと、11ページの第28条、苦情処理の部分ですけれども、これまで、基準を定めるのは国の基準どおりで、実際は都道府県がやっていたわけですね。今度からは町が基準を持つということになると、こういう苦情処理が来た場合、町の方で適切な報告を受けて、その後どうするのか、町は苦情が来た場合にどんな対応をするのか、これまでと変わることがあるのかお尋ねしたいと思います。

それと、ページ数で12ページ、第4章に基準該当居宅介護支援に関する基準というのがありますが、基準該当居宅介護支援というのはどういうものなのか、実際、井手町でも行われているのかどうか、お尋ねをします。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

現在指定されています事業所につきましては、社会福祉法人弥勒会、その1事業所だけとなっているところでございます。

次に、2点目の第12条の苦情処理についてであります。もし事業所に対する苦情がございましたら、今までは京都府の方へ行っていたんですが、それが、町で対応して、適切な指導を居宅介護支援事業者にすることになるところでございます。

次に、基準該当居宅介護支援とは、こちらは、介護保険制度において、介護保険サービスを提供するには市町村等の指定を受けることが原則となっているのですが、指定要件の一部を満たさない事業者であっても、多様な事業主体の参入を促す観点から、サービス提供の実態があり、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者については、市町村判断により、そのサービスを

保険給付の対象とすることができることとなっております。それがこちらの基準で判断するというところでございます。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 最後の基準該当居宅介護支援というのは、井手町でも実際行われているのかどうかというのがお答えがなかったのが 1 点。

苦情処理は、普通、これまでやったら、市町村を通り越して府の方に言うてもらってということやったわけですが、苦情を言う方は、直接それは施設や担当者に対して言ってもらったらいいいんやけど、なかなか言いにくい、お世話になってるというような面もありますから、若干遠いところの方が言いやすいという面があったと思うんですよ。これを今度、町が受けるということになったら、町が密接に、町のいろんな事業も委託しているような法人に対して指導しなあかんことになるわけですね。それはちゃんと、これはそういう決まりですから、きちんとやってもらわなあかんと思うんですが、なかなか、うまくいくのかと。苦情がないにこしたことはないんですけども、その辺は毅然とやってもらわなあかん、もし苦情が出た場合ですけれども、その辺はどういう、話し合いというか、今、準備状況等ありましたら、教えていただきたい。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 先ほどのご質問にお答えいたします。

基準該当居宅支援の事業所については、現在、対象となる事業所はありません。また、苦情処理についてですが、3 月中に京都府と引き継ぎがございしますので、そういった内容についてお聞きしまして、うちが速やかに対応できるようにしてまいりたいと考えております。従前から、事業所に対する苦情がありましたら、一定、市町村の方で受けておりますので、同様の対応でしてまいりたいと考えています。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第２号、介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員等の基準に関する条例制定の件を採決します。

議案第２号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　　挙手全員です。したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

日程第１１、議案第３号、井手町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第３号を朗読説明）

議長（丸山久志）　　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

９番（谷田　操）　　１ページですが、第２条中に加えられる３号のところに要配慮個人情報というのがありまして、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する云々というのがありますが、そういう取り扱いで特に配慮を要するものとして、規則で定める記述等が含まれる個人情報をいうとあるんですが、この規則で定める記述というものは、どういうものなのでしょうか。これは、法律の規則で、井手町で規則で定めるということですか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの規則の関係ですけれども、これは私どもの規則で定めるものでございまして、国の方も、そういうような政令として示しはされております。例えば、身体障がい者である、知的障がい者である、精神障がい等があることであったり、健康診断その他の検査結果等というふうなことが今のところ例として挙げられていますので、私どもも、規則は国の政令なりを見ながら改正はしますけれども、そのようなものが入ってくるものというふうに今考えております。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） もう 1 点、ここに出てくる個人識別符号というものは、いわゆるマイナンバーも含まれるということでしょうか。マイナンバーと個人識別符号との違いをお願いします。

それと、ページ数で 3 ページの 2 号のイですけど、個人に提供される役務の利用云々、個人が買い物するときのカードの情報みたいなことが書いてありますけれども、これは具体的にはどういうものなのか、それを収集してはいけないというのはどういう理由によるのか、お願いします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） ご質問にお答えします。

先ほどのマイナンバーの関係ですけれども、これは、個人情報保護法、個人情報保護条例の中では、個人識別符号の中にマイナンバーは含まれます。

あと、第 2 号の関係で、役務等ということは、確かにこういうようなデータ自体はまだ今現在は町にもございませんけれども、今後、何らかの役務、例えばお医者さんに行ったときの情報であるとか、もしそういうのが電磁的記録になった場合には、そういうふうなことを識別することが可能になるような、ひもづけることによって可能になるようなものというのも個人情報の一つになりますよというふうなものということで、現在のところ伺っております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 関連してお聞きしたいんですが、個人情報ということでいいますと、一番住民の方に身近なのは、窓口に行きますと、免許証なり保険証なり出してくださいと。すぐコピーされるわけですね。そのコピーが一体どのように扱われているのかというのが、非常に住民の方から不安に思うという質問も受けたことがあるんです。これだけ個人情報の収集について、厳しい制限等いろいろついているのに、窓口では気軽に免許証のコピーをとらはると。それは、どういうふうに保管されて、何年間保管されてというふうなことは決まっているのでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） ご質問にお答えします。

先ほどおっしゃられました、例えば書類添付の際に免許証のコピーなりを頂戴するということにつきましては、もちろん書類の一つとして保管するものでございまして、その書類が文書管理上何年であるか、ですから、個人情報でありますので、必ず、デスクに置いておくとかそんなことはないんですけれども、きっちりとファイルして、保存年限を示した文書として、年がたてば処分をするというふうなことになります。ですから、何年というのは別に規定はないけれども、それぞれの保存年限によって、免許証のコピーなりを頂戴したものについては保存させていただいているというふうなことになります。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第 3 号、井手町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第 3 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第 3 号は原案のとおり

可決されました。

日程第 12、議案第 8 号、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝)

(議案第 8 号を朗読説明)

議長(丸山久志) これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 02 分

再開 午後 3 時 35 分

議長(丸山久志) 休憩前に引き続き、再開します。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9 番(谷田 操) 今回 6.4%もの介護保険料の値上げ提案になっているんですけども、非常に高いなというふうに実感を持っています。65歳以上の方ということで、介護保険料だけじゃなくて、もちろん健康保険の負担もありますし、そして、さらに、利用するときには利用料がかかるわけです。この月額を見たら、介護保険が導入されたとき、2,500円ちょっと切る額から井手町は始まったんですよ、2,400円台で始まったのに、倍どころか倍額以上になっていまして、本当に負担感が強いと思うんですけども、町長、これ、本当にこの額、どう思われますか。やむを得ない額やなど、高齢者の皆さん、さまざまな負担があって、年金はさらに下がるわけです。その中で、介護保険料は 6.4%増、どのようにお感じになっているでしょうか。町長の所感をお聞きしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 汐見町長。

町長(汐見明男) 法令や条例等に基づいてやらざるを得ないと、このように思っております。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） ただいま提案になっております議案第 8 号、井手町介護保険条例の改正について、反対の立場で討論します。

今回の値上げ、基準額で 6.4% 増という提案ですけれども、今、町長は、法令に基づいてやっているんだから、やらざるを得ないというようなご意見でしたけれども、議論の中で申し上げましたように、市町村によっては、一般会計から入れて保険料を抑制しているという自治体もあるわけです。そういうことをぜひ選択してほしかったなというふうに思います。

さらに、介護保険の場合は年金から保険料が天引きされるということで、住民の方からすると、先にとっているというのはひどいという、そういうご意見が非常に多い。

それと、年金額がどんどんと切り下げられてきていますので、それと相まっての額で、負担が二重に打撃になっているということをぜひ当局の方もご理解いただいて、少しでも保険料抑制に努めていただきたい。

さらに、それができないのでこういう値上げになるんですけど、じゃ、利用料の方はどうなんやと。利用料は、こういう段階別はないわけです。所得が低い人でも 1 割負担、大きい人は 2 割負担になりますけれども、ここまで細かい段階別がないわけです。低所得の人でも利用料をかなり負担しないといけない、お金がないと必要な介護が受けられないという状態になっている。本当にこれは国の国費の投入額が少ないということが一番の原因ですけれども、町としてももっと努力をしていただきたいということから、反対いたします。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで討論を終わります。

これより、議案第 8 号、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の

件を採決します。

議案第 8 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手多数です。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 12 号、井手町都市公園条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中村建設課長。

理事(中村秀一)

(議案第 12 号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9 番(谷田 操) 町内の都市公園というのは、どことどことどこなのでしょうか。

それと、この条文の中に市民緑地がある場合という特例が出てくるんですが、井手町内には市民緑地があるのかどうか。

それから、1 ページの第 2 条の 5 ですが、令第 8 条第 1 項に規定する条例で定める割合というのは、どういうものを公園につくる場合に 100 分の 50 の制限があるのか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中村建設課長。

理事(中村秀一) ただいまの谷田 操議員のご質問にお答えします。

まず、都市公園ですが、北口公園、東部公園、西部公園、南部公園、玉水公園、水無公園、高月公園、いづみ公園、段ノ下公園、玉川さくら公園、それから大正池グリーンパーク、万灯呂山公園、以上でございます。

市民緑地が井手町に今あるのかというご質問につきましては、現在のところ、ございません。

次に、条例で定める割合の運動施設等のどういうことかというご質問ですが、多くありますが、代表的なもので野球場、陸上競技場、ゲートボール場などの運動施設及び附属する観覧席、更衣所などがあります。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田利一議員。

1 番（谷田利一） ただいま都市公園はどこだという質問がありましたけれども、先に質問しようと思ったんですけれども、都市公園条例とは関係ないと思うんですけれども、都市公園のどこやという明記、これは例規集のどこに、何ページに載っているんですか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） ただいまの谷田利一議員のご質問にお答えします。

手持ちの資料がございませんので、ページ数等わかりませんが、後ほどお答えさせていただきます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田利一議員。

1 番（谷田利一） 後ほどで結構ですけれども、私が見たところ、以前にも申し上げたと思うんですけれども、当町のみですか、都市公園条例というので、条例のところは出てるんですけれども、以下を都市公園条例とすると書いてあるんですけれども、どこだという明記が出てないんです。近隣を調べてみますと、都市公園とはどこどここの公園、児童公園はどこどこやというのを完全に明記してあるんですけれども、それは例規集に出てないように思うんですけれども、また回答いただけたらと思います。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第１２号、井手町都市公園条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第１２号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。４時から再開します。

休憩 午後 ３時４７分

再開 午後 ３時５９分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

先ほどの谷田 操議員の質問に対する答弁漏れがあったみたいなので、行政の方より答弁したいということですので、してもらいます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 先ほどの谷田 操議員の都市公園名に答弁漏れがございましたので、申しわけございません、再度、答弁をさせてもらいたいというふうに思います。

まず、北口公園、東部公園、西部公園、南部公園、玉水公園、水無公園、高月公園、石垣公園、いづみ公園、段ノ下公園、左馬ふれあい公園、谷川ホタル公園、万灯呂山展望台、玉川さくら公園、椿坂公園、大正池グリーンパーク、以上です。大変失礼しました。

議長（丸山久志） 次に、日程第１４、議案第１３号、井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 西島同和・人権政策課長。

同和・人権政策課長（西島豊広）

（議案第１３号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第13号、井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第14号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第14号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 3ページですけれども、消防団の皆さんに、もしものことがあった場合の補償額、配偶者の方や子どもさん等、扶養家族がいる場合に加算してもらい、当然のことやと思うんですけど、これ、新旧を比べますと、配偶者の分が減るわけです。配偶者等がない場合、1人は333円とか300円とかになっていた部分もなくなるわけです。これは切り下げやと思うんですけども、何でこれ、配偶者の方、減るんですか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

実は、この消防団員の公務災害補償自体は、国の方で、一般職の職員の給与に関する法律、いわゆる国の給与ですけれども、その扶養額もしくは配偶者の手当の額、それにリンクしてこの補償額が定まっているということでございまして、この間、職員のそういう配偶者の手当であったり、扶養も同じなんですけれども、２８年度、２９年度、３０年度と、こういうふうに配偶者については減額になっている。それを引っ張ってきて算出根拠となっているものですから、それに準じて配偶者の分については減って、ただ、子どもさんに係る手当はふえてきておりますので、それに基づいてこの補償額の基礎額もふえてきているというふうになっております。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

９番（谷田 操） ただいま議題になっております議案第１４号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件について、反対の立場で討論します。

昨年の６月議会でも同様の提案がありまして、配偶者の方の分は加算額が減るというようなことがありました。消防団の皆さんの人材確保については、従来から議会でも議論になっておりまして、確保していかなあかんというご意見も多いわけですが、その中で、消防団員の方を支える配偶者の方の加算額を減らすというのは許せんことやと。特に井手町の場合は、消防団員さんは男性に限るということになっていますから、これ、配偶者の方って女性なんです。女性の働き方ということを見ましても、扶養されて働くのか扶養を外れて働くのか、それはみずから選択して選ばれることであって、国によって、働かなかつたらその分、扶養手当等を減らしますよというようなことでもって誘導されて、じゃ、働けというような、そういうことは、本来の女性の活躍ということから見たら、断じてこれは余計なお世話というか、個人の、自分の自立というか女性の自立から見ても、許せない政府の誘導策

やと思っています。それに準じて消防団員を支える皆さんの扶養額まで減らされるのはおかしいと思いますので、反対いたします。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで討論を終わります。

これより、議案第14号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第15号、町道路線認定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（議案第15号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 町道の認定に当たっては、行きどまりの道路は認定できないと思うんですけども、回転広場があるということで認定するのかと思うんですが、どういう回転広場、これ以上の面積があればとか、何か規定があるんですか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 谷田 操議員のご質問にお答えします。

回転広場の規定につきましては、先ほども申しあげましたとおり、京都府の開発基準に基づいておりまして、直径12メートル以上ということになっております。なお、今回のこの道路につきましては、回転広場から避難通路

を設けまして、高月公園まで通路を確保されているものであります。ただし、その避難通路については、町道認定は行いません。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第15号、町道路線認定の件を採決します。

議案第15号は原案のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第17、議案第18号、平成29年度井手町一般会計補正予算（第6回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（議案第18号を朗読説明）

議長（丸山久志） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（主な事業の説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 12 ページ、一番下に災害復旧費がありますね。補正前の額が54万円、補正額はゼロ、財源組み替えやから、補正額がゼロなのはわかるんですけども、財源組み替えだけでも67万1,000円のやりとりがあるわけですね。そやのに、補正前に54万円しか予算がなかったというのはおかしくないですか。54万円しか予算がなかったのに、そこから67万1,000円の特定財源がふえて、一般財源が減る、もともと54万しかないのに、そんなことが起こり得るんですか。浜・鐘付の災害復旧は七十何万要ると前質問したときに答えがあったと思うんですけども、これ、計算おかしくないですか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

こちらの予算の表記上なんですが、当初予算で、11款の災害復旧費、2項農林業施設災害復旧費の中で、目が二つございます。農業施設災害復旧費と林業施設災害復旧費で単費事業を組んでおりまして、先ほどおっしゃった額が七十何万幾らということで、この間につきましては、既存の予算がございまして、流用いたしております。流用した分につきましては補正前の予算額には反映されないということです。財源内訳として、そういう差異が出てきているということでございます。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第18号、平成29年度井手町一般会計補正予算（第6回）を採決します。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり

り可決されました。

日程第１８、議案第１９号、平成２９年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第４回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）

（議案第１９号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第１９号、平成２９年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第４回）を採決します。

議案第１９号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

日程第１９、議案第２０号、平成２９年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第１回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇）

（議案第２０号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第２０号、平成２９年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第１回）を採決します。

議案第２０号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

日程第２０、議案第２１号、平成２９年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）

（議案第２１号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第２１号、平成２９年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）を採決します。

議案第２１号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第22号、平成29年度井手町介護保険特別会計補正予算(第3回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝)

(議案第22号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 3ページの表で質問させていただきますと、繰越金なんですけど、補正前が2,182万7,000円、今回1,100万円を基金に積むために、さらに繰越金から支出をしたので3,282万7,000円となっているんですが、これ、最終補正じゃないですし、前年の決算で繰越金って幾らだったんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

平成28年度決算の繰越額は3,306万466円となっております。

以上です。

議長(丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第２２号、平成２９年度井手町介護保険特別会計補正予算（第３回）を採決します。

議案第２２号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

日程第２２、議案第２３号、平成２９年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第１回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇）

（議案第２３号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第２３号、平成２９年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第１回）を採決します。

議案第２３号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は３月９日午前１０時から会議を開きます。

散会 午後 ４時４６分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 丸 山 久 志

署名議員 西 島 寛 道

署名議員 岡 田 久 雄